

令和4年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和4年9月15日）

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において1番能登直樹さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、能登議員ほかからの意見書案4件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いをいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号6番、本田加津子さん。

一つ、歌志内プレミアム付商品券発行事業について。
一つ、市営住宅に係るL Pガス・灯油販売業者について。
一つ、小型スーパーマーケット出店に伴う事業について。
以上、3件について。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） おはようございます。通告に従いまして一般質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

件名1、歌志内プレミアム付商品券発行事業について。

低迷する地域内の消費需要を喚起し、経済の活性化を図ることを目的として、歌志内プレミアム付商品券の販売案内のチラシが9月号の広報紙に折り込まれておりました。

既に多くの申込はがきが歌志内商工会議所に届いていることと思ひます。そこで、お伺ひいたします。

①商品券購入者を対象にして、ダブルチャンス抽選会を実施しますとありますが、ダブルチャンス抽選会の目的について、市としてどのように把握しているのか伺ひます。

②申込み方法としてはがきを郵送するか、指定場所へ持参することになってはいますが、はがきを利用して申し込む形式になってから郵送で申し込んだ枚数について、市として確認ができているのか伺ひます。

件名2、市営住宅に係るL Pガス・灯油販売業者について。

市営住宅では、各棟ごとにL Pガスや灯油の販売業者が決まっております。近年では、市内での燃料小売業者の件数も減少しています。そこで、お伺ひいたします。

①市営住宅ごとの燃料小売業者の件数と、それぞれの担当件数内訳について伺ひます。

件名3、小型スーパーマーケット出店に伴う事業について。

旧文珠会館跡地に公設民営方式による商業施設の建設工事が始まりました。市民一人一人がいろいろな思いを抱いて、工事を見ていると思ひます。

8月号の広報紙に、「スーパーマーケット開店に向けた事業が始まります」という記事を読み、期待に胸を躍らせているのではないのでしょうか。そこで、お伺ひいたします。

①多くの市民から移動手段について聞かれます。広報紙にチロルの湯巡回バスの充実や公共交通を利用した市内移動に対する支援などについて記載されておりますが、買い物に行くための移動手段についての進捗状況を伺ひます。

②宅配サービスや御用聞きという言葉に安心感や期待を持っている市民もいます。出店する小型スーパーマーケットとの間で宅配サービスや御用聞きなどの買い物支援サービスについての協議は進んでいるのかお伺ひいたします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名1、歌志内プレミアム付商品券発行事業についての①、②、件名3、小型スーパーマーケット出店に伴う事業についての①、②について御答弁申し上げます。

初めに、件名1の①、商品券購入者を対象としたダブルチャンス抽選会の目的の把握についてであります。

ダブル抽選会の目的につきましては、消費喚起対策の一つとして、低迷する地域経済の起爆剤とするため、また、プレミアム付商品券との相乗効果を目的とされており、購入者、事業者の双方にとってメリットとなり、地域活性化に結びつくものと期待するものであります。

次に件名1の②、商品券の郵送での申込み枚数についてでございます。令和3年度に商工会議所が実施したプレミアム付商品券発行事業の申込みに係る内訳につきましては、郵送による申込みが226枚、商工会議所への持参が126枚、応募箱への投函が200枚となっております。

次に、件名3の①、小型スーパーマーケットへの買い物に行くための移動手段についてでございます。来年4月開業予定の商業施設への交通手段につきましては、現在、株式会社歌志内振興公社が運行するチロルの湯市内無料巡回バスを活用することで協議を進めています。具体的には、これまでの駐車場所を増やすこととし、駐車場所につきましては、各町内会長の意見を踏まえるため順次協議を行っているところであります。また、市では市内区間に限り市民の方々が一定料金を負担することで、既存の路線バスやタクシーを利用できる施策の実現に向け、事業者と詰めの協議を行っているところであります。

次に、件名3の②、宅配サービスや御用聞きなどの買い物支援サービスについてでございます。買い物支援サービスの協議状況であります。宅配サービスにつきましては、有料でのサービスになりますが、出店予定事業者が行うことで協議を進め、既に事業者が行うことで了承を得ております。御用聞きにつきましては、出店予定事業者と協議を行いました。人員などの関係により実施困難な旨の回答を得ていることから、既存事業者によるサービスの拡充を含めて検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、2、市営住宅に係るLPガス・灯油販売業者についてでございます。

市営住宅への新たな入居者に対し、棟ごとに個別配管及び集中配管の違いはありますが、LPガスや灯油の販売店を参考までに御案内しており、現在は4業者が取り扱われております。なお、当課で把握している事業者別の取扱い件数といたしましては、LPガスは西出興業株式会社歌志内給油所が32棟183戸、永田商事株式会社が21棟169戸、イワタニ北海道株式会社歌志内営業所が94棟634戸、計147棟986戸で、灯油は明円工業株式会社歌志内給油所が5棟76戸、西出興業株式会社歌志内給油所が3棟46戸、永田商事株式会社が3棟38戸、イワタニ北海道株式会社歌志内営業所が8棟114戸、計19棟274戸となっております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問させていただきたいと思います。

今聞きましたプレミアム商品券の発行事業、こちらダブルチャンス抽選会について、目的といたしますか、そういうことは、先ほどの答弁でほぼ理解いたしました。

これ、総額で100万円相当の景品を用意して、プレミアム付商品券購入者を対象にして抽選をし、その当選者に豪華景品を送るプレゼントという企画だと思っておりますけれども、抽選方法ですとか景品の受け渡し、また景品の細かい内容ですとか、これから詰めていくのかなと思っておりますけれども、主として商工会議所が主導で実施していく企画だと思っておりますが、産業課として何かこのことに、抽選方法だとか、こういったものがあるのか、そういったものは把握しているところはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 抽選方法につきましては、今回、このたび1人5セットまでという購入が可能になっておりますが、抽選、このダブルチャンスにつきましては、その5セット分抽選の対象となるわけではなくて、1人1本といたしますか、1人5枚買っても当たるのは1本ということになっております。その分、広く購入者の方に行き渡るようにという考えからなのですが、今、会議所のほうでは、今回の申込み人数をおよそ1,100人程度というふうに見込んでおります。この抽選も100万円ということなのですが、大体5,000円前後の商品をということで考えておまして、単純に割り返しますと、100万円を5,000円で割り返しますと200本ということにはなるのですが、1,100人を想定して、大体15%の当選確率といった考えでございます。

抽選方法につきましては、商品券の表紙といたしますか、その番号を元になるわけなのですが、先ほど言いましたように1人5セットまで購入が可能となっておりますけれども、1人ずつその抽選番号、表紙番号を元に番号を振った形で、パソコンを使って抽選をするということになっております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。結構、抽選にかけるときに作業というか、そういうのもすごいたくさんあって、大変な企画なのかなという気も、今、伺ってしました。ただ、単純に4,000組売って、4,000組全員にその抽選を受ける権利が発生するのかなと思っていたので、ちょっと、ああ、と思いました。

あと、これ表紙を使ってということで、番号はあらかじめ控えて、そちらのほうではあると思うのですが、表紙をなくさないようにしなければいけないということは、売るときに、何か購入者に伝えるのでしょうか。その辺はどういうふうになっているか聞いてますか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 今、議員おっしゃられたように、券を販売するときに既に会議所のほうでは番号を押さえる形になりますので、仮に表紙をなくされても別にそこは御心配ないかなというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。では番号、110番は本田さんという控えがきつと役所のほうに、会議所のほうにあるので、私その表紙をなくしても、きちんと当たったときは御連絡くれて、自分でその表紙を持っていかなくても景品を頂けるというシステムで考えてらっしゃるということでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 当初は表紙を使っての抽選券ということを考えておる部分もありましたので、表紙をとということになりましたが、先ほど言ったように5セットまでということで、その中で1人1番という番号を振られる形になります。本人に通知が行く形になりますので、あるいは商品が届くという形になりますので、その辺は御心配ないかなというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。ちょっと理解するまでに時間かかるかなと思うけれども、何かもらえるということはみんなうれしいこととか、わくわくすると思うので、今回、これ100万円の景品を作って、プレミアム付商品券購入者にダブルチャンスとしてプレゼントするという企画なのですからけれども、これも商工会議所の考えている事業所の支援策、100万円で各事業所からものをというか景品になるものを調達してもらってという考え方で進

んでいるということでもあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） そのとおりでございます、このたびの景品につきましては、全て市内事業者から購入するというようになっておりまして、主な景品といたしましては、燃料ですとか、あとお米、お酒類、あとはチロルの湯の回数券ですとか、あと家電製品、こういったものが中心になっております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。これ、申込み用紙、奮って御応募くださいと最後書かれているのですけれども、御応募というか、皆さん、たくさん買って下さいねという意味で書かれたのかなと思うのですけれども、そういう理解ということでよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） このたび、1,000セット補正予算でお認めていただきました。通常よりいつも多い状態になっておりますので、できるだけ多くの方にとという意味での奮ってということで御理解願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。これ景品です、景品を出す事業所には、多分、商工会議所のほうで、お宅でどんなものを出せますかというふうに事前に聞き取りをしていると思うのですけれども、歌志内プレミアム付商品券を使える事業所は結構ありますよね。業種もいろいろありますよね。例えば、小売業者、小売店、食料品店というのですか、そういうところだったら、景品、米を出したりだとか、ビールを出したりだとか、細かいものをいろいろ提供できると思うのですけれども、例えば何というのですか、品物にならない、美容室ですとか、理容室ですとか、その1回利用券だとか、そういったものも景品に出していただくのかなという気もするのですけれども、その辺は話とかは聞いていますか。どうでしょう。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 全てこれは、商工会議所の産業振興委員会の中で決定されていることでありまして、その辺の議論はされているのですが、今おっしゃられました理容室の利用券ということまでちょっと把握してございません。ただ、お花とかそういったものは、何か利用券を考えているということでもございました。あと、今回のこのダブルチャンスに関して、建設、土木関係の部分は除外というような話をちょっとは伺っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。楽しみが一つ増えるということで市民の話題づくりにもなるのかなと思います。

今回、プレミアム付商品券、これ需要がありますので、このダブルチャンスという付加がなくても十分売れるのかなと思うのですけれども、このダブルチャンスという企画を立てたことで、どれだけ1次販売で売れるのかというのをちょっと期待していきたいなというふうに思っています。

次に、先ほど伺いましたはがきの申込みの件だったのですけれども、これ、はがきを使って申し込むようなスタイルになったのは、今を入れて今回で3回目なのかなと記憶しているのですけれども、その辺は課長のほうでも記憶ありますか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 申し訳ございません。何回目になるかちょっと分かりませんが、従来、初めは購入者がコミセンだとかそういったところに並んで購入したということで

すが、それをこういった申込み制に変えたということになっています。申し訳ございません。何回目になるかは、ちょっと押さえておりません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。これ、はがきを使って申込みするようなスタイルになってから、市内数か所にこのはがき回収箱というのを設置して、申込みしやすいような環境づくりというのもしていただいているのです。先ほど伺いました回収箱を使った件数が多いのかなと思ったら、やはり郵送された数のほうがちょっと多かったような気がしたので、これ、こういったはがきを使って申し込んでくださいという案内を最初に見たときに、え、切手貼るのとなごい思ったのです。その辺、63円なのですが、この切手を買に行く行為、切手を買って郵便ポストまで行くことのほうが、切手を買える、買って郵便ポストに行くほうが便利な人、はがきの設置場所まで行くよりは、近くにポストがある人、そういう人もいらっしゃるのかなと思っただので、これ63円分の切手代というのは、行政のほうで負担ということではできないのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 確かにこの応募箱、各所に置いておりますが、はがきによる申込み、これを詳しくは分析までしておりませんが、郵便局行っただけで切手を買って応募されている方もいるでしょうし、今、議員おっしゃられたように近く、郵便局のほうが近いという方もおられると思います。今、これ、全部合計しますと550ぐらいの数になるのですが、これが全部郵便で賄ったとしたとしても、金額的には4万円弱ぐらいになると思います。商工会議所のほうには、プレミアム商品券のこの券の分以外、事務費というのも補助金として出しております。その中で賄えるのか、そうでないのか、またその辺も会議所とちょっと協議はしなければなりませんけれども、必要であればその分も市のほうで補助金を負担することも視野に入れて、またちょっと、後納郵便というような形でできるかどうかということを経議所のほうに要請していきたいなというふうには思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、これ63円を、もうこれ切手貼らなくていいよと言ったら、いつでも書いて持って歩いて、例えば通院のために市外の病院に行ったとか、結構、スーパーの近くに郵便ポストがあるとかがという光景もありますので、いつも郵便ポストまでは行けないし、切手もどこで売っているのだろう、郵便局まで行くの大変だなと思っている人が、最近、郵便配達員の方、これ郵便出して持ってってと言うと持っていってくれるという場面にもあるので、そういうふうな利用の仕方もあるのかなと思うのです。63円を行政が負担することで、プレミアム付商品券を買う人が1人でも増えるということにつながれば、1万3,000円分のお金というのが市内で消費されていくことになってくるので、先ほど課長おっしゃった500枚で3万円ちょっとぐらいですか、4万円弱ぐらい、1,000枚はがきで来たとしても6万3,000円ぐらいの経費で、ぐらいと言ったらおかしな言い方ですけども、そのぐらいの負担で済むので、やはりはがきを回収する場所を何か所かに設置してくれるという優しい心遣いがあるのであれば、こういった切手を貼らなくても申込みできるような仕組みというのもつくっていただきたいなというふうに思うので、これが次年度実施されるかどうかというのはまだ今の時点では分かってはいないのですけれども、もしそういう機会があれば、ぜひ切手の負担というのをしてください。

次、このはがきに関連してなのですけれども、毎年プレミアム商品券の1次販売が終わった時点で、完売しなかった部分の2次販売というのが行われていると思うのですけれども、去年

の2次販売は、コミュニティセンターに何時から販売しますよということでみんなが並んで買ったような記憶があります。その前の年は、はがきをまた入れてもらって、はがきを使って、2次販売で欲しい人はまた申込みをするというスタイルで、実際はがきを出して2次販売で追加で欲しかった人で抽選に外れたという人がいたというのも聞いてますので、そういう形でやっていたかなと思うのですけれども、課長、その辺、記憶ありますか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 恐らくそのときの売れ行きといいますか、余ったと言ったらおかしいですけれども、残りの枚数に対していろいろな手法を取ったのではないかなというふうには思われます。申し訳ないです、その程度しか。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 例えばたくさん余りましたと。次の年は、そんなに余らなかったの、はがきを使って抽選かけるまでもないなど、やはり取り扱っている側の方は思うかもしれないのですけれども、買うほうの側としては、コミュニティセンターで何時から販売するということを紙で見ても、すごい早くから行っている人が順番に買ってしまうような状況が発生していれば、自分は一体何時からコミュニティセンターに並べばいいのだろうというようなことも昨年聞いたのです。

それで、やはり2次販売も抽選にするという形を取っていただくと、みんな同じテーブルに乗って、そこで抽選にかけていただいて当たる、当たらないというのが決まるので、そこで外れても、やはりちょっと多少の不満はあると思うのですけれども、何時に並べばいいのだとか、俺は車がないから大変だとかという声も少なくなってくるのかなというふうに思うのですけれども、この2次販売、今の時点でまだこれが発生するかどうかという状況は分かかっていませんが、多分9月20日ですか、はがきの締切り。そうなるのとどのぐらい残るかという数が出てくると思うので、そのときにまた会議所と協議すると思うのですけれども、そのときにこの2次販売の販売方法、売れ残った枚数にかかわらず抽選方式にさせていただくようにお話というのはしていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） なるべく2次販売にならないように販売できればいいなというふうには望んでいるのですが、万が一2次販売ということになりましたら抽選方式でできるようにということで、会議所のほうには申し伝えたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、そのようにしていただきたいなど。みんな、やはり欲しいから、必要性というか需要がある、ここでこういうものに使いたいという気持ちがある人が申込みというか、申込みされると思うのです。そこで、時間どおりに行っているのに、早くから行っている人がいっぱいいてやはり買えなかったわという現状、目の前で売り切れとかとなるとすごい悲しい気持ちになると思うので、そういったこともちょっと伝えていただいて、会議所と、2次販売が出ないことに越したことはないと思うので、今回、このダブルチャンスという企画もありますから出ないかなという気もしますけれども、もし出たときはそういう協議をしてください。

次、スーパーマーケットに向けた移動方法です。こちら、先ほどの答弁でほぼ理解いたしました。旧文珠会館の土地が草ぼうぼうだった空き地が整地されて、これからどんどん工事が進んでいくと。4億円もかけて商業施設を建てて、スーパーが出店することに、最初は否定的な意見をちょっと言っていた市民からも、少しずつ本当にできるのだねというような期待感的な

言葉というの聞こえてくるようになってきたのです。そこで、やはり移動手段、これをみんな心配してというか、どうなっているの、買い物に行けるのだろうかということを書いてきます。チロルの湯巡回バス、これを今、いろいろ考えられて、開店と同時にこのチロルの湯巡回バスを利用してスーパーマーケットに行けるようにできるという理解でよろしいのか確認したいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 今、停車場所、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、停車場所を今、増やしております。その場所がふさわしいのかどうかということも今、各町内を回らせていただいて協議を進めているところでございます。これは開店と同時にこの形を進めれるということで御理解願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ停車場所を増やす、1日3便という話も、昨日の質問の中で聞きました。これが3便が4便になるとか、そういった柔軟な利用者、3便でも十分なのかなと思うのですが、地区によっては、歌志内全部回るなら、もしかしたらバスに乗り切れないような状況が発生すると思うので、例えば地区割で、月曜日は本町からこっちとか、そういったこともいろいろやっていけるのかなと思うので、それもちよっと併せて、最初、開店して、このバスを使ってどれだけの人がスーパーに足を運ぶのかなというの大きな課題になってくると思うので、その後もやはりチロルの湯のバスというか、振興公社と協議しながら、このやり方というか、そのバスの利用方法というのを変えていけると思うので、それはどうでしょう、大丈夫ですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず、今、チロルの湯のバスも、いろいろな部分で利用者の方の便宜を図って、停車場所も本来の場所よりずれたりとかしてやっているところは、正直なところあります。このたび、アークスへの乗降も可能ということにするわけなのですが、そのことによって、また利用者も増えることは当然考えられます。それによって、また従来の場所のとおりにはいかない部分も出てくる。やってみてということになるのですが、そういった部分で、実際に運行してみて、いろいろな不都合が生じましたら、その都度改善していきたいというふうに、これはチロルの湯ともそういった協議を進めていきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、みんなが使いやすいような、そういった仕組みというのを整えていただきたいなど。

先ほどの答弁の中で、市内区間に限り市民の方々が一定料金を負担することで、既存の路線バスやタクシーを利用できる施策の実現に向け、事業者と詰めの協議を行っているというような答弁をいただきました。昨日、能登議員が同じような質問をした中で、事業者からおおむね了解は得ているのだというような答弁をちょっと聞いたような記憶があるのですが、その辺はどうなのですか、バス、タクシー、両方ともおおむね了解というか、この事業について前向きなのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 昨日、能登議員のほうにも答弁したとおり、バス事業者、それからタクシー事業者と内容について、これから詳しくは詰めていくのですが、基本的な内容については、協議を了解を得ているという状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） そうなってくると、気になるのが一定料金ということなのですが、バスとタクシーでは、やはり値段の設定というのがいろいろ変わってくるのかなと思うのですが、市としてどのような料金設定をして、どのようにしてバスに乗るときは分かる、私がある一定料金を払えばいい乗客だというのが分かるような、バスの運転手に分かるような、そういったものも必要になってくるかなと思うのですが、その辺はこれから考えていくのかなと思うのですが、何か考えてらっしゃるようなことありますか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 利用するための仕組みのことだと思うのですが、これにつきましては、確定しているものではございませんけれども、例えばバスであれば、市内限定にしますと端から端まで運行するのに約360円かかることとなります。これは、文珠から向かって上歌に向かう最大の料金が360円となっております。そうしたときに、例えば一定額、100円を入れていただければ、市内どこで降りてもそれ以上かからないよというような仕組みですとか、そのときに確認する術がないものですから、今、想定して考えているのは、タクシーとバスを利用できる共通の利用券みたいなものを発行しながら、一定料金を負担していただいたことによって市内の移動を可能にするような、そういった仕組みづくりを、今、考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。多分この、今、課長おっしゃった、バスだと100円の定額にして、あと足りない分の260円は、これは市が中央バスのほうに支払うという形を取っていくのかなというふうに思うのですが、これ、市民全員ですか。ちっちゃい子からお年寄り、年齢制限とかそういうのは設けるつもりはありますか。どうでしょう。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今、まだ詰めの話をしている最中でございますけれども、今、これは当初から話ししている中でお話ししている部分では、市内の公共交通の在り方ということから発生しているものですから、その公共交通を利用する方で利用しづらい方、いわゆる高齢者の方を対象しながら、まだ年齢のほうはどこからどこまでというのは、まだこれから詰めに入る段階でございますけれども、高齢者の方が外出をしやすい、いわゆる外出支援、そういったことを目的に仕組みづくりを考えていこうというような方向で、今、考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。高齢者が、一番車がなくて大変な思いをしている方が多いので、そうですね、そういうふうになるのかなと思います。

昨日、ちょっと答弁、質問のやり取り聞いていたときに、実証実験の話が出ました。新年度から、これ実証実験を行ってというような課長の答弁でしたが、これ、もっと早くに実証実験を行って、新年度から本格的に実施ができるように、そういった時期というか、時間は無理なんでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 通常の公共交通の手段として実証実験するに当たっては、早めにやるということも必要かなとは思いますが、今回、新たに文珠地区に商業施設ができるということで、人の流れが多分変わるだろうということを想定しておりますので、その想定する利用者の状況が把握できかねている状況なものですから、そのスタートと同時に実証実験を行いつつ、制度設計を高めていくというような方向で考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。どんどんいろいろなことが進んでいって、みんなが動きやすい町、病院に行きやすかったりだとか、市役所にちょっと行くのに中央バスを使ってというようなことが容易にできる、簡単にできるようになるような、そういった仕組みというのをつくっていただきたいなというふうに思います。

次の宅配サービスや御用聞き、こういったことだったのですけれども、広報紙の中に出てましたよね、Q&Aという形で。あれを見た方が、今度のスーパー、宅配やってくれたり、御用聞きしてくれるのだというふうに思っているのです。その辺ちょっとよく読むと、町の将来像というような、スーパーができたときにどんな将来像にというようなことが書いてあるので、そこまでみんな、多分読まないと思うのです。目についたところ、ああ、宅配サービスと御用聞き、かぎ括弧ついているので、これが目に入って、こんなこともやってくれるのだねというような声も聞いたので、これちょっと、さっきの答弁では、配達はもちろんしてくれると思うのです。買い物したものを配達するという事は、どこの小売業者もやっていることだと思うのですけれども。これ、有料のサービスになりますということなのですから、これ、幾ら買ったら無料とか、そういったことはなくて、1万円買おうが1,000円買おうが、宅配料は300円か500円かかりますというような感じで、スーパーと話されているのでしょうか。どうでしょう。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 出店予定事業者と協議は進めているのですが、当初、宅配サービスもできないというお話だったのですが、協議を進める上でやってくれることになりました。この有料でのサービスというのは、この金額も定まってはおりませんが、何百円かの負担して配達をしてもらうということになると思います。買った金額に対して幾らという、またそこまでの協議もまだ、そこまでは至っておりません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。これからどんどんいろいろなことを協議していっていくと思うのです。けれども、スーパーにはスーパーの経営方針、こういったものもあるので、強くこちらの要望ばかりを伝えるのはとても無理かなと思うのですけれども、やはり地域柄というものがあるので、よその同じようなスタイルの、ダ・マルシェスタイルのスーパーとは、ちょっと土地柄というか、やってほしいサービスも異なってくるのかなというのがあるので、それをやはり伝えて、スーパーのほうに理解してもらって、助けられることは行政のほうでも助けていくというような取組をしていかないと、やはり買い物に行きたいけれども行けない人のためにバスを出してくれたりだとか、そういったことをしてくれるので、あとは、今度買ったものをどう持って帰るか。たくさん買って重たいものを配達してもらうのに、配達するのもお金取られるのだねと。200円、300円のこと考えれば、みんな手で持っていくわと多分言わないとは思いますが、そういったことも、あと、どうしても欲しいものがあるのだけれども今日はどうしても行けない、今週はちょっと足が痛くて、腰が痛くて買い物行けないから、電話をしてトイレットペーパー届けてくれたとか、そういったサービスというものも必要になってくるのかなと思うので、それも今後、スーパーの方たちといろいろ話をする機会もあると思うので、そういったこちら側の実情というのですか、そういったものも伝えて、やはり市民に優しい取組というのを一つでもつくっていただきたいなと思うので、これからもどんどん協議というのはされていくのですよね。その辺は、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 先ほどの答弁には、御用聞き的なことはちょっとできないというふうにはっきり言われております。しかしながら、いろいろな要望、今言われたように、歌志内市の実情というものもいろいろ訴えながら、いろいろないいサービスを提供できるようにしていきたいなというふうには思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。先ほど伺った答弁の中で、御用聞きに関しては、今度新しくできるスーパーのところはできないということ伺っていると。既存事業者によるサービスの拡充を含めて検討を進めているということなのですけれども、今、既に歌志内でそういったことをやっている事業者もあると思うのです。そういったところには、どのような支援というか、拡充を、サービスの拡充をするためにどのような手助けというのですか、そういったものをしていくお考えでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 具体的に申し上げますと、今現在、セーコマのほうで御用聞きやっけていただいております。ただ、人員の関係などで、それも大変厳しくなってきているというふうに話を伺っております。そこで、私たちとしては、福祉関係といいますか、社会福祉協議会と協議をしながら、そちらのほうで人員の確保といいますか、御用聞きの部分を買ってきたいなというふうな、今、考えを進めております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。社協はいろいろなボランティアの方とかもたくさんいらっしゃるの、そういったところまできめの細かい、あと一人暮らしの方の安否確認とかも兼ねて、そういったこともできるのかなと思うので、やはり歌志内全体でいろいろなことをしていかなければいけないと思うのです。その社協との協議については、今、進めてらっしゃると思うのですけれども、次年度以降形になるとか、そういった話まではいってないのでしょうか、いっているのでしょうか。いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） ぜひこれは、次年度からやりたいなというふうに考えて、今進めている最中でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ早急にそういった仕組みというのをつくっていただいて、一人で暮らして欲しいものも満足に買えないというような状況の人も発生していますので、そういったことは、もうすぐにでも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あと最後、LP、市営住宅に係る燃料販売業者について先ほど伺いました。件数とか、担当というか、歌志内でどの会社がやっているのは、ほぼ理解いたしました。昔は、市内での燃料小売業者数というのもたくさんあったと思うのです。市営住宅に入居している市民の数も多かったと思うので、私も団地に住んでいるのですけれども、同じ団地にいても、この棟はA社を使う、こっちちょっと離れたらB社と、違うのですよね。何で違うのだなと見ていたのですが、あまり気にしないでというか、必要なときにすぐガスが使えて便利なので、そういったことは気にしないで生活していたのですけれども、矢野商会在が販売業を辞められた後に、うちのところはイワタニになったのですけれども、そのときに、何か契約というか、何かあったかしらとちょっと思いまして、その辺、棟ごとのプロパンの納入業者を決めるのは、どこなのでしょう。誰なのでしょう。何か変な言い方ですけれども、それを教えてください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私も、実はこの御質問いただいたときにちょっと御存じ申し上げておりませんで、調べて、いろいろと各近隣自治体の状況も把握したところでございますけれども、やはり建設当時の業者が、そのまま引き続き関係業者とお話をして、今の現状に至っていると。ですから、決めたのは、その建設当時がおおむね多いと。途中でがらっと変わることはなく、今回みたく、矢野商会みたいな業者が本当に変わる場合は別ですけれども、そういうことなく、建設当時から引き続き従前の同様で引き継いでいると伺っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ちょっと何か理解力というか、ちょっとすぐ頭の中ですとんと落ちないのですけれども、決まっているということでは、市役所が決めているとかというわけではないのですね。では、そういう理解でよろしいのですね。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私どもは、当然配管のほうは、当然発注をし、設備業者になり、建築主体なりで、それは施工費用の中に含めて検定も行っておりますけれども、問題はその配管が終わった後のプロパンの現物、それからプロパンの接続する蛇口の器具、それからメーター、ガスメーター、分かりやすく言うと。それらについては、納入業者が全部、全て用意しているということでございまして、建設当時に入っていた業者が自分のプロパンの口に合うような器具を設置し、メーターを設置しているので、引き続き従前同様、簡単に言うとメーカーですか、が常に入ってくると。したがって、変わるとなると、それらの器具が全部また入れ替えになると伺っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 建設当時の業者がということなので、ちょっとその辺がよく、どういうふうになっているのか分からないのですけれども、例えば今回のように、矢野商会がお店を閉めましたと。少し前に、歌志内プロパンがお店を閉めましたと。そういったところの後を引き継ぐ業者については、どういうふうに決まったのか。分かれば教えてください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 引き継ぎ、その業者が、業者間同士になるのかとは思いますが、市のほうで特に指示したことはなく、例えば矢野商会であればイワタニ、歌プロであってもイワタニになるのでしょうか、最終的には。そちらが引き継いで継続して、お客様のほうと協議をして、支払い、納入をやっていると伺っておりますけれども、

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） お客様と協議というのが多分なかったような気がするのですけれども、協議することもないとは思いますが、今度、ガスの会社変わりましたと。家に来たのは、今までは矢野だったら集金に来てくれたけれども、今度うちは集金やらないので、口座振替にしてくださいというようなことで来た記憶はありますけれども、改めて住所を書いたとか、名前を書いたとか、そういったことの記憶がないのです。だから、例えば新しい方が市営住宅に入ったとして、その情報というのは、どこから伝わるのですか。業者が自分で察知して、そこのお宅に訪ねていっているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 入居時の新規入居者、入居時においては、窓口のほうでこの回答のとおりになりますけれども、参考までに従前、こういう業者が取り扱っておりますので、この業者について御紹介をしているということでございまして、決して、それを確定したような

誤解がもしあったのであれば、今後注意いたさなければならない案件ではございますけれども、決して指示したり、義務化しているようなことではないということで、私のほうでは、御紹介、あくまでも参考までに御紹介しているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。普通にガス、灯油、残量気にしないで使えるという、その共同配管というのですか、そういったシステムがあるので、暮らしやすい生活を送らせていただいているので、業者を代えたいとか、そういった思いはないと思うのですが、もし仮に自分の住んでいる一つの棟8戸あったときに、8軒のみんなが、いや、プロパン業者を変えたいよねというふうになったときには、それは業者と住んでいる者が話をして変えることは可能だという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） まだ、実は詳細も御質問いただいてから時間もなく、いろいろ調べて、つい先日、道新のほうで新聞記事に載って、最高裁の判例も出ているという記事も伺って、拝見させていただいております。したがって、今の本田議員のおっしゃるとおり、例えばでいうと札幌あたりもそうですけれども、協同組合、ないしは管理組合を立ち上げて、そのマンションなり何なりで入札契約をするということは、当然あるかと思えます。ただ、ちょっと新聞報道だけでうのみにするもちょっと大変議会の中では失礼ですけれども、配管に伴って、配管というか、先ほど言った器具、メーター、それら附属品に関わる資機材において全部入れ替えになるということで、それが全部、お客さんのほうから請求が発生するということでの裁判判例とかいうことの云々くんぬんが記事として載ってましたので、ちょっと詳細については、残念ながらちょっとお答えすることは難しいかと思えますけれども、可能であるとは思いますが。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 多分、そういった事例でというか、そういったことにはならないかなと。今の現状で、皆さん不満はない。

LPガスの値段は、市内共通で基本料金とか決められていると。昔、歌志内消費者協会があったときに、毎月、灯油・ガソリン・LPガス、こういった価格調査というのをしていたのですが、今ないので、歌志内自体の価格調査というのはどこかで確認することはできないのですが、LPガスの市営住宅向けの基本料金というのは、ここ今、さっき聞いた4社、LPガスは3社、ここ共通というか、同じ金額で協定されているということで理解しているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） ただいまの消費者協会はなくなったということでやってないかという話でありますけれども、一応、うちの市民課のほうの環境交通グループのほうで、毎月LPガス、灯油、油類の関係の調査はさせていただいております。

金額の現状把握、私、今、何が何ぼとまでは申し上げられませんが、私が確認している中では、若干灯油だけは、何かちょっとしたタイミングで1円、2円違うときあるのですが、LPガスにつきましては、ほぼ同じ金額で推移するという確認はさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。住んでいる人たちにとって、ただ、この担当している担当者によって、やはり私たちに対するサービスというの、集金に来てくれたりだと

か、請求書を今度発行するようになると110円手数料取られるのだよねとかと、そういった変わったシステムというか、LINEを使って請求書を発行すると110円かからないしというようなことをもうちょっとありました。高齢者の方、LINEとは何と、やはりそういったところから、ちょっとして、何だ、110円多く取られるのだ、請求書もらうとね、そういった細かい不満ではないけれども、こういったことになるのだよねと言ったら、いや、うちはどこどこだから集金に来てくれるよと。そういったことも同じ団地内でも発生しているので、ちょっと今回この質問をさせていただいたので、市役所が決めていることではないということを理解しましたので、あとは業者のほうで、もし、灯油もこれ今、件数さっき伺うと、かなりやはり開き、灯油ではないです、LPガスですね。かなりやはり受け持ち顧客件数というのですか、開いてますよね。その辺は、業者同士で話し合っていくのが一番なのかなというふうに思うのですけれども、それを市役所で進めるといことはちょっと難しいのかなと思うので、何かいい方法があれば、業者同士でそういったような状況というのをつくりたいのかなと思うのですけれども、何かいい考えとかありますか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 今もそうですけれども、ガス・灯油協会というのは一応ございます。ありますけれども、今、議員おっしゃられたように、公正取引委員会の関係もございますので、価格競争、あくまでも価格は、たまたま同額になったのかもしれませんが、そのようなことはちょっと役所のほうからの指導はできないですし、消費者協会含めて、そのようなことはないかとは思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。いろいろ住みやすい町にさせていただきたいなというふうに思って、いろいろなこと聞かせていただきましたので、今回はこれで質問を終了いたします。

ありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分ほど休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午後11時02分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序6、議席番号7番、女鹿聡さん。

一つ、高校生世帯への支援事業について。

一つ、低所得者世帯への支援・助成事業の拡充について。

一つ、商業施設建設完成までの今後の予定について。

一つ、市内の環境美化について。

一つ、安倍元首相の国葬に際する対応について。

一つ、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の靈感商法について。

以上、6件について。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 6件、通告書に従いまして質問したいと思います。

まず1件目、高校生世帯への支援事業について。

現在、人口減少に歯止めをかけるために、様々な支援、助成事業を行っております。その中でも、当市においては、子育て世帯（幼児・児童・生徒）を中心と、高齢者に目を向けた支援、助成事業を多く行っております。

これらの多くの事業は、行政職員の皆様が市民に向けたすばらしい内容の事業となっており、多くの市民の方々が喜び、感謝していると思います。

しかし、今、当市が置かれている現状として、9年生を卒業した生徒を持つ家庭は、高校に入学する転換期に市外へ転出する世帯が見受けられます。

人口減少に歯止めをかけるために何としてでもこのような転出する世帯をとどめることも必要ではないかと考えます。そこで伺います。

①現在、高校生世帯に対し行っている支援、助成事業はどのようなものがあるか伺います。

②高校入学を機に転出する事例が今まで見受けられたが、そのことに対して市の見解を伺います。

2件目、低所得者世帯への支援、助成事業の拡充についてでございます。

当市では、コロナによる生活支援事業や福祉灯油事業等をはじめ、非課税世帯に対して手厚い支援を行っております。

しかし、非課税世帯と均等割課税世帯とでは、それほど大きく所得に開きがないにもかかわらず、少しの納税があることによって、支援や補助が受けられない状況が生まれています。このような場合、支援を受けた非課税世帯が均等割課税世帯と比べ、所得が多くなる逆転現象が起きると考えられます。そこで伺います。

市独自による均等割課税世帯への支援、助成事業を非課税世帯と同じ水準の事業拡充を行う必要があると考えるがいかがか。

3件目、商業施設建設までの今後の予定について。

8月末からスーパーマーケット建設が始まりました。オープンまでの来年3月末までに様々な手続や建設に関するスケジュール等が続くのではないかとと思いますが、今後の予定について伺います。

4件目、市内の環境美化について。

今年は、異常なまでにガの発生が多く、市民の多くが夜に外へ出るのが嫌と感じていたのではないかと思います。夜間に飛んでいたガが、日中には住宅や電柱にとどまり、卵を産んだり、死骸が羽だけ残り、そこら辺に落ちていたり、気持ち悪い光景が全市内で見受けられました。そこで伺います。

今年の卵が来年ふ化し、また今年のようにガの大量発生につながりかねない状況ですので、ふ化する手前での駆除や街灯のLED化を早急に進めることが市内の環境美化につながると思います。今後、対策を講じていただきたいと思いますがいかがか。

5件目、安倍元首相の国葬に際する対応について。

政府は、安倍晋三元首相の国葬を9月27日に行うことを閣議決定しました。戦前は、国葬令に基づいて、天皇や皇族、国家に偉功のある者などを対象として、国葬が実施されてきました。

しかし戦後、日本国憲法の制定に伴い、国葬令は1947年に失効したため、現在、国葬を規定した法令はありません。

安倍元首相の功績については、国民の間でも評価が分かれており、メディアが実施している世論調査でも、国葬に反対が多数という結果が出ています。また、国葬を実施することによって、安倍元首相への弔意を求めることは、個々の国民に対して弔意の事実上の強制につながり

かねず、憲法で保障されている思想・信条の自由を侵すことになりかねません。

教育現場では、小中学校に国葬の日に半旗掲揚を要請するなど、内心の自由を侵す弔意の強要を行う動きもあります。このようなことは、決して許されるものではないと考えます。そこで伺います。

国葬については反対意見が多く、政府対応にも問題がある中で、市と教育委員会においては、国葬が行われる際にどのような対応を取るのか伺います。

最後6件目、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の霊感商法についてでございます。

ここでちょっとひとつ加えたいのですけれども、私、日本共産党の立場からして、この統一協会の「協会」という字、協力の「協」を使っております。これは長きにわたって、共産党はこの統一協会への不信、いろいろなものを追求して、しんぶん赤旗などでもこの協会という字を使ってまいりました。現在もその立場は変わっておらず、この協力の「協」を使った「旧統一協会」ということを使って通告書を作っておりますので、それを御承知おきしていただきたいと思います。

それでは、内容。旧統一協会は、信者に対する高額な献金の強要や、不安をあおって商品を売りつける霊感商法を行ったことが社会的な問題になっています。また、このような旧統一協会と政治の癒着の問題に対しても、国民の怒りが広がっています。道内においても、国会議員はじめ、首長、地方議員でも、関係が指摘される報道も出ています。

多くの方々が被害に遭われている状況において、行政運営を行う首長や議員は、このような団体ときっぱり関係を断つ必要があると考えます。そこで伺います。

①柴田市長においては、これらの団体と接点、関係がないのか伺います。

②市民の中で旧統一協会による被害に遭われた方はいないのか、また、相談を受けたときにきちんと対応を取る必要があると思うがいかがか。

以上、6件でございます。お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 私から件名1、高校生世帯への支援事業について御答弁申し上げます。

まず、①の高校生世帯に対する支援、助成内容でございますが、高校生世帯に対する支援策としまして、平成25年10月から、歌志内市高等学校等就学支援金条例に基づき、学費、通学費、下宿費等の就学経費の一部を助成する経費として、1名につき月額1万円を交付しているところでございます。また、本年度より、生徒が学校にパソコンを持ち込み、授業に活用することとなったことから、新1年生のパソコン購入費用に対して上限を4万5,000円として補助金を交付する制度を設けたところでございます。

次に、②の高校入学を機に転出することに対する見解でございますが、議員御指摘のとおり、高校入学を機に学校所在地の市町へ転出する事例があることは聞いております。その理由について、直接事情を確認したことはございませんが、例えば歌志内市街から滝川駅前までのバス通学に1時間を要することによる子供への負担、また、その区間の定期代金が約2万3,000円となる家計への負担、さらに保護者の勤務先が学校所在地にあることなどが要因として考えられます。

現在、市においては、高等学校等就学支援金のほか、奨学金貸付金の免除制度の新設、さらには18歳までの子供医療費無料化など、子育て世帯へ手厚い支援を講じておりますが、家庭の諸事情により転出することはやむを得ないことだと思っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 私のほうからは、件名の2、低所得世帯への支援、助成事業の拡充について御答弁を申し上げます。

これまで実施してきました低所得世帯への支援策につきましては、国や北海道による生活支援事業のほかに、新型コロナウイルス感染症対応地域創生交付金を活用し、市独自で実施しました上乗せ支援や福祉灯油事業などがございますが、交付対象者につきましては、いずれも国や北海道の制度に準じて実施してきたところであります。

なお、本年10月にも新たな国の総合経済対策が示され、この中に低所得者の負担軽減対策が盛り込まれるとのことですが、今後も活用できる交付金制度などを見極めながら、これまでと同様に実施するとともに、市独自による交付対象者の拡充等につきましても検討課題として取り組んでまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、3の商業施設建設完成までの今後の予定について、4の市内の環境美化について御答弁申し上げます。

まず商業施設の今後の予定についてでございますけれども、建設に関するスケジュールにつきまして、建築主体工事は、杭及び基礎工事、足場・鉄骨・躯体工事の終了後、外部屋根、外壁、屋上作業を初冬までに完了させ、内部の壁、天井、床タイルを終え、併せて明春の融雪時期に外構工事を予定しております。また、電気工事は、外回りの埋設管、受電柱の設置、高圧ケーブル及び動力配線を行い、建築主体に合わせて基礎配管を終え、屋内配線、屋内器具取付けを終了後、外構に合わせて分電盤キュービクル設置、電動機結線、受電及び試運転を行う予定となっております。

次に、機械設備工事は、外部給排水管の設置、内部工事に合わせてダクト及びエアコンの取付け、配管の保温作業を終え、最後に衛生器具の取付け、試運転を予定しております。なお、諸手続については、確認申請や各種設備に関する消防検査など、法に基づく各種手続を漏れなく行うこととしております。

次に、市内の環境美化についてでございますけれども、現在発注している防犯灯改修工事など、住宅に近い街路灯を含めLEDに変更することとしておりますが、現状、部品調達等の関係から納品に時間を要している状況にあります。このため、受注業者と情報共有に努めるなど、できるだけ速やかな改修に努めてまいります。

なお、次年度においては、これらのことを踏まえ、早期発注及び市内LED化の促進を図るべく鋭意取り組んでまいります。また、本年度、異常発生しているガのクスサンが多く寄りつく街路灯周辺の桜並木などの街路樹には薬剤散布を行うなど、人体に影響のないよう注意を払い、安全・安心な取組を行ってまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名5と件名6の①について御答弁申し上げます。

初めに、件名5の国葬が行われる際にはどのような対応を取るのかについてでございますが、政府は、国葬儀に伴う弔意表明に関して、国民一人一人に弔意表明を強制するものだと誤解を招かないよう、国において閣議了解は行わなかったとしており、市と教育委員会においては、今のところ特段の対応を考えておりません。引き続き、国や北海道、近隣自治体の動向を注視しているところでございます。

次に、件名6の①、市長と団体との接点、関係についてでございますが、柴田市長においては、世界平和統一家庭連合、旧統一教会とは、過去から現在に至るまで接点や関係はございません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私からは、件名6の②、旧統一教会による被害者相談についての件でございますが、これまで市民から本件に係る市民相談及び消費者相談を受けたことはございません。また、札幌弁護士会による無料法律相談及び相談業務を委託している滝川地方消費者センターにおいても、過去10年間相談がないことを確認しております。

なお、本市の窓口並びに相談専門員を有する滝川地方消費者センターが旧統一教会関係の相談を受けた場合は、北海道立消費者センターのマニュアルガイドに従って対応することとなっております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 順次、再質問をしていきたいと思っております。

まず、最初の高校生の世帯についての再質問に入りたいと思っておりますけれども、1万円、月々1万円と、あと今年からはパソコンの購入費に4万5,000円ということを出しておりますという答弁をいただきましたけれども、高校生になるとやはり、同時に家庭の出費が急激に増えてくるということを考えられます。現在、交通費の支援が先ほど言われたように1万円というところで行われておりますけれども、これ文珠から、仮に文珠から砂川へ行く金額と、東光、上歌方面から砂川に行くのでは、費用のかかり方が、バス賃の費用のかかり方、大きく変わってきます。このこと多分、行政も認識されているのではないかなと思うのですけれども、そういうことのためにもこの1万円の増額、今後していく必要もあるのかなと思うのですけれども、どういうふうにか考えられているかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 就学支援金の今後の増額の考えはないかということだと思っておりますが、議員御指摘のとおり、住んでいる地域によって定期代は違ってきますが、現在交付している支援金を地域ごとに差をつけることは考えてはおりません。

なお、バス定期代を見ますと、平成25年のこの高校支援金制度創設時に、歌志内市街から滝川駅前までは月額2万1,720円だったものが、現在は2万2,800円、歌志内市街から砂川高校まで1万7,640円だったものが、現在は1万8,360円であり、それほど大きな変動にはなっていないと思っております。

またその一方、文部科学省の調査による新1年生が納める学校徴収費につきましては、平成24年が約15万円だったものに対しまして、直近調査の平成30年では約17万円となり、年々増加傾向にあるとでございます。これらのことから、それぞれのバランスを考慮しながら、総合的に判断する必要はあるのではないかと考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 年間の、今、答弁にもありましたけれども、新1年生の納める金額、これも年々上がってきているのは事実でございます。

修学旅行の費用をどうにか市のほうで、中学校までは無料となりましたけれども、中学校卒業して、高校生の修学旅行費、これは対象になっていないのですよね。義務教育からやはり出て、高校生に上がってということになるのでありますけれども、高校生になると旅行する範囲が広

がって、今までと違う金額がかかってきます。10万円から15万円だという話を聞いております。

やはり保護者としては、高校生の修学旅行というのは、子供のためにもかなり勉強になるし、行かせてあげたいという気持ちからやはりこの10万円から15万円の費用を捻出して行かせてあげているというのが実態だという話を聞いております。

やはり修学旅行に行く年の子供たち、毎年毎年、人数は残念ながら下がっていくと思えますけれども、やはりこういったところ、中学生までせつかく修学旅行費補助、全面補助しているのですから、高校生になってからとって切らないで、そこもできるだけ補助を手厚くしていただきたいというのが保護者からの意見なのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 修学旅行費への補助ということでございますが、議員御指摘のとおり、修学旅行費用につきましては、各学校によって行程は異なりますが、大体12万円から15万円程度の費用を要すると聞いており、また各学校においては、一時的な家庭の負担軽減を図るため、月額1万円程度の積立て方式も選択できるようにしているとのことでございます。

確かに12万円から15万円、高額ではありますが、それぞれの家庭におきまして家計の状況を鑑みながら計画的に積み立てることにより負担軽減を図られることから、現時点におきまして修学旅行費用に特化した助成は考えてはおりません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 特化した考えはないということなのですが、中学校まで、さっき言ったようにやっているのですから、高校生、高校になったからとって、今の現代社会から考えたら、もうほとんど高校生というのは義務教育みたいなものです。みんな当然のように高校に行って、そこから大学行く、就職するという形になると思うのですけれども、修学旅行費、その学校、学校、いろいろ差がありますよね、行くところ。全額ということではなくて、もし15万円の半額でもいい、7万5,000円なら7万5,000円出していただければ、その7万5,000円の残った分で子供のお小遣い、修学旅行に使う小遣いにも当てられるし、大変補助してくれれば助かるなということも言われました。やはり高校生まで修学旅行費を補助しているという市町村というのは、なかなかないはずなのです。やはりこういったことも他の市町と比べたら差別化にもなるし、検討材料の一つになるのかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 修学旅行費、半額でも助成して、他の市町との差別化を図るということだとは思いますが、確かに議員御指摘のとおり、今後、児童生徒数が減少することは明らかでありまして、仮に何らかの支援をするにいたしましても、財政運営にとっては、極端に大きな負担にはならないのではと思っております。

一方、平成25年にこの高等学校等就学支援金を創設した際、議会での議論の中で、年額12万円という額は、福祉サービスなど他の施策と比べて突出しているとの指摘があり、他の自治体とは差別化が図られていると認識しているところでもあります。

これらのことから、先ほど申し上げましたとおり、家庭の負担額などの状況を見極めながら、検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 物価高騰によって、燃料代だとか、いろいろ生活必需品、かなり上がっ

ております。当然、旅行の金額というのも多分違ってきているのかなと思いますので、その辺の考え方をちょっともう1回考えていただきたいと思うのですけれども、これで、そういったことも考えられる中で、転出するという一つのつにも考えられるのです。

この2番目の答弁、さっきいただきましたけれども、転出することはやむを得ないかなという考え方なのですけれども、これ仮に2世帯、入学するに当たって2世帯が砂川、滝川に引っ越したということになった場合、市ではどれだけの影響が出るのかというのは考えられますか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） ちょっと2世帯ということで、ちょっと数字的にはすぐ計算はできないところではありますが、一般論としましては、市税の減収のほか地方交付税の算定にも少なからず影響が出てくるとは認識しております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やはり行政運営にも大きく関わってきますよね。この人口減少というのは前からずっと言われてきているし、自然減ではなく、出ていくという、転出してしまうという現状は、止めようと思えば止めれると思うのです。それはやはり政策でしかなくて、この高校生世帯の方々、1世帯3人なのか、4人なのかということになると思うのですけれども、やはりこういったところの人たち、家族にも少し光を当てて、支援拡充してあげるべきなのかなと思います。

やはりこれから昨年度の決算審査が行われます。その後、新年度予算に入ってくると思うのですけれども、やはり人口減少の対策としてこういった家庭、こういった世帯をどういうふうにとどめるかということは、今、私、修学旅行費だとか通学費の1万円増額という仮の話をしましたけれども、やはりこういったところで魅力あるところをつくる、そして転出を防ぐ、こういったことがこれから予算づけしていただくために大きなウエイトになるのかなと思うのですけれども、市長、その辺どういうふうを考えているか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ただいま女鹿議員のいわゆる転出に対しては、やはりそういう子育て支援、特に就学支援についてもその要因はあるのではないかと御指摘と申しますか、その中で見直しということのお話ではないかなと思っております。

ソフト面の充実、またハード面の充実、いろいろあろうかと思っております。特に、先ほど教育次長からも御答弁申し上げましたが、定期代、25年と比べて若干上がっているという状況の中で、議員御指摘の中にもいろいろ燃油の高騰も含めて今後の先行きを考えると、このままではない、また少しずつ上がることも懸念されるのかなと思っております。

一つは、そういう要因もあるかなと思っておりますが、市外に転出する要因として。一方では、やはりこの町、やはり魅力という部分が足りない部分もあって転出することも一つの要因があるのかなと思っております。また、子供がこの町が大好きだ、いたいのだということになれば、とどまるということにもなるのかなと思っております。

そんなことで、このたび商業施設の建設も一つの歌志内にとどまっているという一つの要素になるのかなと思っております。

先ほど、就学支援も含めて修学旅行費、そういったことについて、今後、議員が御指摘のとおり、非常に重要な部分でもあるかなと思っております。また高校生、特に社会見学という部分で教育たる内容がほとんどでございますので、総合的に考えながら、ちょっと教育委員会のほうにその辺を精査といいますか、検討するように指示したいというふうを考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ新年度予算に向けて、前進的な検討をしていただきたいと思います。

続いて、2件目の低所得者世帯への再質問に入りたいと思いますが、均等割世帯というのは、今現在、どれぐらい、何世帯ぐらいいるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） このたびの御質問いただいた中で、担当課のほうにもその世帯の状況、世帯数等確認させていただきました。

1月1日現在、令和4年の1月1日現在の数字ということになりますけれども、課税世帯で917世帯のうち均等割世帯が97世帯と伺っております。ちなみに、非課税世帯については、774世帯ということです。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 百弱ですよ、世帯数で言えば。

仮に非課税になるとして考えた場合、ぎりぎり非課税になる年収の夫婦世帯と単身の均等割課税者と比べてときに、1人当たりの年収比較で考えると、夫婦世帯の方のほうが収入が多くなるという現象が起きるのです。それでもやはり、非課税世帯の人のほうが多くなるのだけでも、均等割世帯の人は税金納めているので、その非課税世帯の人たちの受けている助成支援というのは受けられない状況になっていると思うのです。

やはり均等割の世帯の人が助成の措置、これも一緒にするべきだと私は思っているのですけれども、その辺どういうふうな考えにあるか聞いておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） この辺の御質問ありますとおり、逆転現象というような状況、この辺の事例についても、担当課のほう確認をさせていただきました。確かに議員おっしゃるように、そういう逆転現象が起きている状況もあるわけで、これまで実施してきた低所得者世帯への支援というのが、間違っていたとかそういうことではなくて、今後の部分では、やはり、最初御答弁にも申し上げたところですが、対象者の拡充等、その辺を十分検討しながら進めていかなければならないというふうに考えております。その辺は前向きに、例えば利用できる交付金制度など、その辺も見極めながらやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 本当に前向きな答弁をいただきました。

国や道がやることに準じて非課税世帯、今までやっていたという、一番最初の答弁ありましたが、やはり光が当たらない、そういった均等割世帯の人たち、97世帯の方々に光を当てて、一緒なぐらいの手厚い補助、援助する必要というのは、これから必要になってくると思えます。

これから灯油をたくシーズンになってきますので、今の灯油の価格から見ると、恐らく福祉灯油も行われるのではないかと、自分の中では勝手に思っておりますけれども、そういったことも今後行われることになってくれば、非課税世帯以外にも、この均等割世帯の方々にも、こういった手厚い支援、必要かなと思っておりますので、ぜひ、今、課長、前進的な、前向きな答弁いただきましたので、進めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

続いて、3件目の商業施設に関しての質問に入りたいと思えます。

建設に関してのスケジュール的なものは、答弁いただきました。一番最初の答弁で、3月末

までに様々な手続や建設ということで聞いたのですけれども、建設のことしか書かれてなかったもので、手続、これから行われるいろいろな手続に関してちょっと聞いておきたいなと思います。

3月末までに手続をいろいろ終えないと駄目なことがあると思うのですけれども、今現在、本契約を交わしただとか、そういったことの内容というのはどういうふうな形になっているかお聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 事務的な部分になりますが、設置条例、設置管理条例や施行規則、こういったもの、普通財産、行政財産、そういったものに位置づけの関係もあるのですが、普通財産の場合は、そういった条例も必要はないのではないかという考え方も一方ではあるのですけれども、それも含めてそういった条例等の制定の有無、そういったものを早急に協議しなければならないというふうに思っております。必要ということになれば、12月定例会に上程ということになりますけれども。

あと、建物の賃貸者契約といった部分で、7月に仮契約を結びまして、本契約というのは、これから建物が建ってからということになるのですが、その精査というものは、準備は進めなければならないと思っております。細かい話になりますと、除雪代の負担ですとか、そういった部分も出てくるのかなというふうに思っております。

あと、手続きといいますか、従業員のことで。当初、15名程度の従業員を確保するというお話がありましたので、そちらの過去に出たサポート的なお手伝いと、先ほどチロルの湯のバスの関係もありましたので、振興公社とアークスとの業務提携、これは書面での契約になるのか、申合せ的なことになるのか、それ別として、そういった部分の作業も必要になってくるのかなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 7月に仮契約は済んだということなのですが、今後、必要な条例も整備していかなければならないかなという、多分、答弁だと思います。

これは、商業施設の名前というのは、公設で建てるので、どう考えても多分、何らかの名前が出てくるのではないかなと思うのですけれども、ダ・マルシェという一般企業の名前がつくようなことは多分ないと思うのです。その辺の名前とかというのは、どういうふうな考え方をされているのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） そうですね、その名称等についても今後の協議ということになりますので、それも含めて条例設置を行うかということを進めていきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やはり、そういうふうに別の名前というか、この商業施設に対する名前がつくのであれば、管理条例だとか、そういったことは必然的にやっていかないと、多分ぐちゃぐちゃになるし、その本契約を交わすまでの間にどういうふうな内容にするのかというのは、多分、考えないと駄目だと思うのですけれども、やはりそういうところ、順を追って見える形で示していただければ大変助かるなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） そうですね、公の施設でありますので、何らかの名称は必要になってくるのかなというふうにはやはり私も考えています。そうなってくると、ある程度のや

はり条例というのは必要性が生じるのかなというふうには感じておりますので、その辺も内部でちょっと協議させていただいて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） あと、さっきちらっと言われましたけれども、除雪の問題だとか、そういったことも雪降ってくることもあるし、工事している間は雪降ってもその工事の費用に入っているのか分からないですけれども、そういったことも今後、来年度どういうふうな除雪にしていくのかという、多分、ことも考えていかないと駄目だと思うけれども、その辺ちょっと聞いておきたいと思うのですけれども、除雪についてちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 当初、協議を進めていく中では、除雪費用はアークスで負担をし、その応分の面積割合といいますか、コミュニティスペースとか、市のほうで持つわけなので、その分按分して経費を持つというお話には一応なっております。

アークスは旭川が中心となるわけなのですが、歌志内市の除雪の単価といいますか、それに合わせますよという話になっていきますので、これも建設課の力を必要とする、協力を得なければならない、なってくるのですが、冬場に向けて早急に整理しなければならないというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 分かりました。

あと、いろいろ3月末までにやっていく中で、当初19万円ぐらいの家賃というのですか、使用料というのですか、そういうのを考えているのだということを言っていたのですけれども、この算出としては、最初19坪ぐらいに関して19万円ぐらいだという考え方だったのですけれども、今、施設が大きくなりましたよね。それに対しての金額だとかというのは、まだ決まってない。これから決めていく。契約、本契約するまでに決めて行うという形で考えておいていいですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 仮契約が、先ほど申しあげましたように、7月に締結しております。その仮契約の中で、賃料ということで19万円ということで既にうたってあります。今後は変わることは、ないのかなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） とすれば、最初に言っていた坪数掛ける1,000円ぐらいでということではなくて、もう19万円なら19万円だという形の契約をする構えでいるということでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） これは、仮契約の段階では、もう面積というのがほぼ決まっている段階でありますので、19万円というのは変わらないで、このままいくのかなというか、本契約というのは、この仮契約のほかに様々な修繕区分の負担区分、そういった部分が細かく分かれています。そういった部分を明確にするという部分で、ここもほぼ決まっているのですが、その精査を契約までしなければならないという部分になるわけですし、家賃の部分に関しては、この19万円ではほぼ変わらないかなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 分かりました。

あと、考えたくないのですけれども、契約期間内に撤退しますという、言いたくないのです

けれどもなった場合に、違約金が発生しますという話もちらっと聞いておりましたけれども、その違約金の算出というのも以前聞いていた金額で仮契約、本契約を進めるという形によろしいですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 違約金に関しましても、契約の中でうたっております……。

○議長（川野敏夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 48 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 契約、借契約の中に保証金が 114 万円というふうにならされておまして、これは契約解除になった場合、こういった部分の保証金を返還請求の権利を失うという、そういったことになっております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7 番（女鹿聡君） 分かりました。

あと、それぞれのいろいろな手続が完了してれば、多分、常任委員会だとか、議会のほうにされると思いますけれども、昨日、今日と、この交通手段に関しての質問が出ておりました。チロルのバスを送迎してということで、箇所数を増やしてやるということなのですけれども、これは利用者の負担がないのですけれども、このチロルのバスを使うことによって、多分チロルは費用がかなりかかってくると思うのですけれども、この費用というのは、誰がどうやって払うのか聞いておきたいと思うけれども。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） これは、振興公社への補助金の中で、そこ同額になるのかどうなるかというのはまた今後検討しなければならないのですが、市が負担する形になるのかなと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7 番（女鹿聡君） 目的としては、このチロルのバス走らせる目的としては、スーパーができます、それ以外のところにもいろいろ全市一緒に回って使っていただくという形の、多分、サービスになると思うのですけれども、これによって、振興公社の補助、補助金でかかった費用を賄うだとかという、こうなってくると、これは、白タクの許可というのは要らないものなのですか。どうなのですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） これは、今、いろいろ陸運局と確認しているところなのですが、現在のバス、チロルの湯バス自体を白ナンバーと言いまして、それでそういった営業許可は色ナンバー、必要ないというふうになら今のところ確認は取っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7 番（女鹿聡君） 白タクの許可は要らないという認識だということですね。分かりました。

建設に係るスケジュール的なものは、いろいろ、一番最初の答弁で出していただきましたけれども、今、資材の物流の低迷というのが多分、かなり危惧されるところで、建設がこれによって遅延しないかどうかというのが市民の中にも大きく注目されていると思うのですけれど

も、その辺は、今、どういうふうな状況か聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 今のところ、今日現在、今のところですけども、おかげさまで2回ほど工程会議も終了しておりますけれども、その中では遅延等のお話はいただいております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 分かりました。順調に進んで、4月1日からのオープンに向けて、着実に進んでいただきたいと思います。何かあった場合は、逐一常任委員会だとか、議会に報告していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、環境美化についてでございますけれども、街灯周辺の桜並木だとかの街路樹に散布を行うということで答弁をいただきましたけれども、やはりあれなのです、クスサンという名前してますけれども、韓国のイケメン俳優みたいな名前ですけども、実際見たら本当に大きくて、胴体も大きくて、見ているだけで本当に気持ち悪い。ガ、マイマイガよりも全然大きくて、毒を持っているとかではないのですけれども、やはり見ているとあれだけ光にたまる、たむろしているのかな、集まっているのを見ると、やはりすごく気持ち悪いのです。

やはりLEDにしたほうがかなり寄ってくる確率は減っているという検証は、多分できているのではないかなと思います。

LEDを進めるに当たって、市道はもちろんなのですけれども、やはり道道の、あのオレンジのやつも、何とかしてLEDにさせていただかないと、中に入った市道はLEDで来ないけれども、そこ、それ以外のところにはガが集まってくるので、そうなると、道道、めちゃくちゃ集まってくることになる可能性があるのです。それはやはり、市のほうから道のほうに懸念材料として早急にLEDにさせていただきたいという要請も本当に必要なのかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 昨日も、滝川出張所のほうに確認取りました。

道道、赤平奈井江線が、今現在、349灯で消灯が56灯、そのうちLEDが162灯と。道道赤平歌志内線が72灯のうち13灯消灯していて、そのうちLEDが11灯ということで、暫時LEDには切り替えているということでございました。さらに、道道赤平歌志内線、旧歌志内駅前周辺においては、2灯だけを、実は近所の人から苦情が入ったと。消灯してくれということに対して、消灯はその灯はして、付け替え、今、間引きで消しているところを、反対側をつけたということでして、北海道としては、このガに対する消灯というのは、残念ながら行ってないということでございました。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今年、まれだと思うのですけれども、いろいろな虫が寄ってくるということを考えると、早急にLED化ということが望ましいのかなと。あと、経費の節約にもなりますから。その辺をきちんと訴えていただきたいと思います。

文珠の高台、東光ではない、神楽岡のシルバーハウジング、あのあたり、玄関の前、駐車場の前だとか、こうこうと電気がついていて、住民の人たちが駐車場に車を入れられないくらいガがひどかったと。路駐して、やむなく路駐して家に入っていたということを知ります。

やはり来年度、ふ化してガになって飛び立つ前に、できるだけLED化、道路沿い以外のところもやっていく必要があるなと思っておるのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます、実は、高台のMH住宅においての駐車場の、特に駐車場のところの照明、グレードアップ照明している、LEDにちょうど発注して付け替えているところではございますけれども、納品にちょっと手間取ってしまっておりまして、搬入がかなり遅くなってしまった経緯がございます。したがって、先ほど答弁も申し上げましたとおり、次年度以降においては、早期発注含めまして、その辺を考慮した対応は取っていきたくないかなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ガの発生は、除染をするか、この街灯を消すか、LED化するか、この三つぐらいしか多分、今のところないのかなと思っておりますので、その辺、除染をするなら桜並木以外のところも、多分いろいろガが集まっていたところがあると思っておりますので、その辺、周辺の聞き込みだとか、そういうのを参考にしながら、来年度ガになる前に対策を取っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

国葬に関してでございます。近隣自治体の動向を見て考えますということをお答弁でいただいたのですが、岩見沢市では、市でも教育委員会でも弔意を強要することはないと見解が出ております。それとは真逆に、札幌市長は、公費で出席するということが言われております。これは首長個人的な考えで、公費で行くということは、税金を使って出席するということなので、このようなことはあってはいけないのではないかと考えております。

私が望んだのは、ここの一番最初の答弁で、岩見沢市のような考え方がありますという答えをもらえれば一番よかったのかなと思っておりますので、その辺もう1回ちょっと聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 国葬という部分に関してでございますけれども、地方自治体、あるいは教育委員会等に弔意の表明の協力を求める問題ということでございますけれども、国からの通達は、今のところ示されていない状況にあるわけでございます、今後の状況を見定めているということでございます。繰り返しになりますけれども、その辺、御答弁させていただきます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の答弁では、国が弔意を示せ、半旗の掲揚をしろという指令が出た場合は、やむを得なくそれをする可能性があるのではないかなという感じの捉え方で終わっております。

続いて、統一協会に関してでございますけれども、柴田市長との接点、関係はないと言っていただけでしたので、これはいいのかなと思っております。

市民からの相談というのはないということなのですが、今までなかなか表になって、この統一協会の霊感商法に関する被害だとかというのは、報道でもなかなか出てこなかった状況だと思います。今回の例で、事件で表になって出てきておりますので、やはりこういった被害を受けている方々というのはものすごいらっしゃって、この統一協会に関するいろいろな団体というのがすごくありますよね、今、動いております。今現在でも、その団体というのが活動しているということになっておりますので、ぜひ市民の皆様からそういった相談があれば真摯に受け取って、相談にのってあげてほしいと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 国のほうからも、今回、総務省や消費者庁のほうからも、関係省

庁が連携をいたしておりまして、今回のその靈感商法的な要素もありますので、先ほど私のほうでは、北海道立消費者センターのマニュアルガイドに従ってというような内容を御説明させていただきましたが、それらについては、当然ながらケースによっては、金銭的被害があったり、身体的被害、またその危険、行為の強制、あと献金等による生活の苦だとか、あと誹謗中傷、嫌がらせ、また個人情報が悪用されないかというような不安、あとそのほか心の悩み、これらが全部、いろいろな意味で状況に応じた内容がそれぞれあろうかと思えます。その関係が国のほうでも、関係方面、いわゆる警察庁もしかりですし、消費者庁のほうもしかりですし、逆に運営しています法テラスだとか、そういう方面に全て聞き取った内容というものを、専門分野のほうに落としていきたいと思いますというような取組を行っておりますので、我々としても専門的な見解というのでしょうか、そういうところに話を持っていきながら、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 残り僅かになりました。最後に市長に今回の私の質問、5件目、6件目はあれなのですけれども、1件目、2件目、3件目、4件目に関しては、来年度の予算にかなり反映させないと駄目なことも出てくると思いますので、その辺踏まえて、もう1回、均等割の話はちょっと前進的な話も聞かれましたけれども、やはり来年度の予算に向けて、どういうふうに向かっていくのかをちょっと聞いて終わりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） いろいろ前向きな、町を少しでもまちづくりを進めるという御意見をいただきました。

2020年から始まったコロナ、この2年半以上にも及ぶ状況にあるわけでございまして、ロシアのウクライナに対する侵攻ということの中で、いろいろ経済状況が悪化している状況にございます。中小企業や小規模事業者、市民の皆様もその影響を受けているところでございます。

先ほどの御質問の中に、やはりまちづくりの基本、人口減少は非常にまちづくりをする上で痛手となるわけでございます。そんな中、高校に入ったら市外に出ていくということも、いろいろサービスの低減といいますか、サービスの後退に対していろいろ検討していかなければならないということも理解をしたところでございます。これについては繰り返しになりますけれども、就学支援、修学旅行含めて検討していきたいというふうに思っております。

また、景気対策といいますか、いわゆる物価高騰、灯油の高騰、これらについても総合経済対策という国の対策も含め、歌志内独自でどういう形でできるのかということで、今後いろいろ、来年、臨時の議会になることも考えられますし、来年に対しての来年度予算でどのように進めていくかということで検討していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

意見書案第12号から意見書案第13号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第12号から日程第5 意見書案第13号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ー登壇ー

意見書案第12号女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）。

意見書案第13号地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書（案）。

以上、2件の議案について歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書
（案）

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

（1）現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。

（2）テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。

（3）全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。

（4）テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。

（5）本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月15日

北海道歌志内市議会

提出先

財務大臣、経済産業大臣、デジタル担当大臣、男女共同参画担当大臣、デジタル田園都市国

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地方の農地の保全と活用のための
支援拡充を求める意見書（案）

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

そこで、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を強く求める。

記

(1) 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えると共に、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。

(2) 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置すると共に、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。

(3) 荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する多面的機能支払交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大と共に、予算の拡充を図ること。

(4) 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月15日

提 出 先

農林水産大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、総務大臣、国土交通大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第12号女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第12号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第13号地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第14号から意見書案第15号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第14号から日程第7 意見書案第15号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第14号防衛費を大幅増額することに反対する意見書（案）。

意見書案第15号急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）。

以上、2件の議案について歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

防衛費を大幅増額することに反対
する意見書(案)

米国は、トランプ政権下の2020年から、同盟国に対し防衛費を大幅増額することを求め続けていた。岸田文雄首相は、22年4月に自民党安全保障調査会から、NATO諸国における防衛予算の大幅増額とする目標を念頭に、「5年以内に必要な予算水準の達成を目指すこと」との申し入れに対し、「しっかり提言を受け止めて議論を進める」とした。

続いて首相は、5月、バイデン米大統領との会談で、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意及び日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明。6月、政府は防衛力を5年以内に抜本的に強化する内容を含む「経済財政運営と改革の基本方針2022(いわゆる骨太方針2022)」を閣議決定した。

日本の防衛費は毎年増え続け、6兆円が支出されているが、防衛費大幅増額になれば約11兆円超となりかねなく、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になる。

政府が計画どおり増額し、敵基地攻撃能力等を備えれば、近隣諸国との間で軍事的緊張を高めることにつながることは明らかである。

また、この大幅増額分の約5兆円超の財源について政府、自民党から国民への説明は全く行われていない。考えられるのは、赤字国債を発行するか、消費税を増額するか、あるいは、社会保障予算を大幅に削減することであり、国民に負担を押しつけることになる。

日本経済は、コロナ禍に加え、アベノミクスの失政による円安、さらにロシアによるウクライナ侵略などの影響で、異常な物価高の危機に直面している。しかも、賃金も年金も下がり続け、10月から高齢者の医療費負担が2倍になるなど家計はますます不安・困窮を深めている。いま政府が急いで行うべきことは、国民の命と暮らしを支える政策こそ最優先に実施すべきであり、国の防衛は、軍事ではなく憲法第9条を生かした外交努力を積み重ねて近隣諸国との間で平和の共同体を構築することに心血を注ぐべきである。

よって、国においては、防衛費の大幅増額の計画を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月15日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

急激な物価高騰からくらしと営業
を守る緊急の経済対策を求める意
見書(案)

コロナ危機によって景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、物価の高騰がおそいかかり、くらしと営業に深刻な影響を及ぼしており、緊急の経済対策が求められている。

電気代、ガス代、食料品など生活必需品が前年同月に比べて、値上がりが続いている。中小企業は原材料の急速な値上がりに直面し、経営が圧迫されている。農業関係者も肥料価格などの高騰に直面している。民間信用調査会社の帝国データバンクが、上場主要食品メーカー10

5社の2022年以降の価格改定計画（実施済み含む）を調査したところ、年内に2万品目を超えると推測され、価格改定率も平均で14%の値上げとなるといわれている。

あらゆる分野で急激な物価高が襲っているもとの、世界の90を超える国・地域で消費税（付加価値税）の減税が実施・予定されているなど、抜本的な対策が検討されている。国においては、深刻な実態に見合った「物価高対策」として、くらしと営業を守る経済対策を次のように実施することを強く要望する。

記

1 消費税を5%に引き下げ、インボイスは中止し、消費税納税困難事業者に対する減免措置を実施すること

2 生活困窮者への給付金は住民税非課税世帯に限定せず、支援を必要とする人全体を対象を拡大すること。アルバイト収入が減った学生への支援を行うこと

3 中小企業への持続化給付金と家賃支援給付金を再支給すること。あわせて、過剰債務を軽減・免除する仕組みをつくること

4 政府の判断で実施できる輸入小麦の価格を引き下げること

5 急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げること

6 年金の減額、後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げをやめること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月15日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、農林水産大臣、消費者及び食品安全担当大臣、厚生労働大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第14号防衛費を大幅増額することに反対する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第15号急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策をを求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第15号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申出について

○議長（川野敏夫君） 日程第8 閉会中の継続審査の申出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和4年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 0時14分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 本 田 加 津 子